ヘイトスピーチと人権

Hate speech and Human Rights



このパンフレットを読んでいただく皆さまへ

争いのない、自由で平和な社会は、人類が目指す究極の目標です。

1948 (昭和23)年に国連で決議された世界人権宣言は、

- 二度の世界大戦を教訓として、
- 一人ひとりの人権を大切にすることを世界平和の基礎とし、

世界中の国々が守るべき人権を定めました。

しかし近年、私たちの社会では、特定の民族や国籍の人々などを誹謗中傷し、 社会から排除しようとする「ヘイトスピーチ」が問題となっています。

ヘイトスピーチは、社会に差別を広げ、人の尊厳を破壊し、

ときには心身を害するほどの言葉の暴力です。

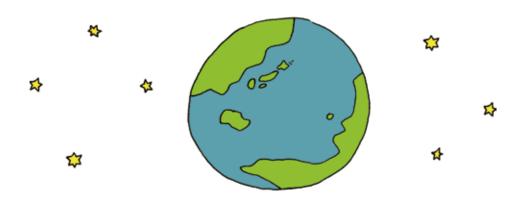
ヘイトスピーチを許さないという意識をしっかりと心にとどめ、

私たち自身がヘイトスピーチについての理解を深めることが必要です。

ヘイトスピーチとは何なのか、どこに問題があるのか、

ヘイトスピーチをなくすために私たちは何ができるのか、

皆さんと一緒に考えていきたいと思います。



CONTENTS 目次

ヘイトスピーチとは	1
国内で起きているヘイトスピーチの状況	2
「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」について	3
ヘイトスピーチの形態	4
「ヘイトスピーチに関する聞き取り調査」について	5
政府の取組	6
ヘイトスピーチの背景にあるもの	7
ヘイトスピーチの影響	8
ヘイトスピーチ解消法について	9
基本的施策	11
知事メッセージ	12
ヘイトスピーチに関する国際的動向	13
わたしたちにできること	14
みんなの力でヘイトスピーチのない社会を	17
ヘイトスピーチ解消法	18



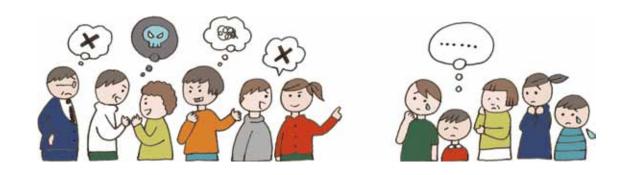
ヘイトスピーチ(Hate speech)とは

近年、日本では、特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排除しようとする差別的 言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めています。このような言動は、人とし ての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりするだけでなく、人々に不安感や嫌悪感 を与えることにもつながります。

日本で行われているヘイトスピーチについては、国連の人種差別撤廃委員会や自由権規 約委員会から懸念が示されました。とりわけ外国人が多数居住する地域などで深刻な被害 が見られます。

このような状況に対して日本では、ヘイトスピーチは許さないという理念を示し、ヘイトスピーチのない社会の実現を目指す「ヘイトスピーチ解消法^{*}」が2016(平成28)年6月に施行されました。法律の整備によって、「不当な差別的言動は許されない」ことを国内外に宣言したことは非常に大きな意味があります。

※「本邦外出身者 に対する不当な差 別的言動の解消に 向けた取組の推進 に関する法律」



コラム

へイトスピーチについての定義はさまざまですが、国際的には人種、民族、国籍などを理由に、個人や集団に対し、 侮辱、攻撃、脅迫、差別、憎悪、排除、 暴力などを行ったり、それを扇動したり する表現行為だと言われています。 現在の日本では、特に特定の民族や国 籍の人々を標的とするヘイトスピーチが社会問題となっていますが、2011(平成23)年1月に奈良県の水平社博物館前で同和地区の人々を対象にした街頭宣伝が行われるなど、他民族・他国籍の人々以外へのヘイトスピーチも起きています。

ヘイトスピーチは、その標的となった集団に属する人の尊厳を取り返しが つかないほど傷つけ、ときには心身を害するほどの言葉の暴力になります。

国内で起きているヘイトスピーチの状況

日本国内でヘイトスピーチに対する社会的関心が高まる契機となったのが、2009(平成21)年12月4日に京都市で発生した「京都朝鮮第一初級学校襲撃事件」です。在日朝鮮人の学校に対し、排外主義を掲げる団体が、拡声器を用いて学校及び児童などを非難、誹謗中傷しました。

この事件後、マスメディアが、特定の民族や国籍の人々を排斥するデモや街頭宣伝を、「ヘイトスピーチ」という言葉を使用して取り上げたことによって、人々の関心も高まっていきました。

この事件に関しては、威力業務妨害罪や名誉毀損罪等で有罪判決が確定。民事訴訟でも、 これらの行為について、社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らかであると判断され、約1,226万円の損害賠償が命じられました。



トピック: ヘイトスピーチを巡る経緯

2009(平成21)	年	12月	京都朝鮮第一初級学校前での街宣(街宣活動は翌年1月、3月にも実施されました。)
2011(平成23)	年	1月	水平社博物館(奈良県) 前での街宣
2013(平成25)	年~		東京・新大久保や大阪・鶴橋などで街宣が激化
2014(平成26)	年	12月	京都朝鮮第一初級学校前での街宣を「人種差別」と認定した判決が最高裁で確定
2016(平成28)	年	1月	大阪市ヘイトスピーチ対処条例が成立(同年7月全部施行)
2016(平成28)	年	6月	国会でヘイトスピーチ解消法が施行

在日韓国・朝鮮人

1910 (明治43) 年からの朝鮮植民地支配の結果、日本に住むようになった朝鮮半島出身者及びその子孫が、「在日韓国・朝鮮人」と呼ばれています。この場合、「韓国」は大韓民国(国籍) を示しますが、「朝鮮」は植民地支配した朝鮮半島のことであって、国籍(朝鮮民主主義人民共和国=北朝鮮)を示すものではありません。

「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」について

特定の民族や国籍の人々を地域社会から排除することなどを掲げたヘイトスピーチを伴う デモ等の街宣活動は、首都圏を中心に全国各地で行われています。

法務省が(公財)人権教育啓発推進センターに委託して実施した「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」では、ヘイトスピーチを伴うデモ等を行っていると報道等で指摘されている団体が、2012(平成24)年4月から2015(平成27)年9月までの3年6か月の間に実施したデモ等^{**}は、総計1,152回あったとされています。(下図参照)

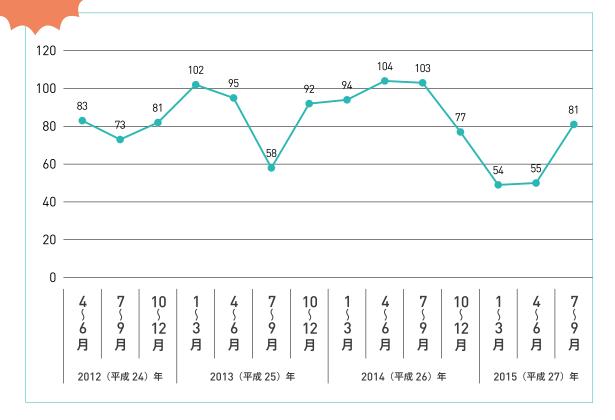
また、地域別の発生状況を見ると、関東地方、近畿地方、中部地方の順に多く発生しており、この3年6か月間の全国の発生件数に占める割合は、関東地方約45.7%、近畿地方約24.0%、中部地方約11.1%となっています。

※本調査はデモ等の主体に着目した調査であって、それらの団体によるデモ等において、ヘイトスピーチとされる言動が実際に行われていたことを明らかにするものではありません。

約1日に1回 デモ等が 行われている!!

「全国デモ・街宣活動」の行動回数(四半期別)

2012(平成24)年 第2四半期~2015(平成27)年 第3四半期(法務省)

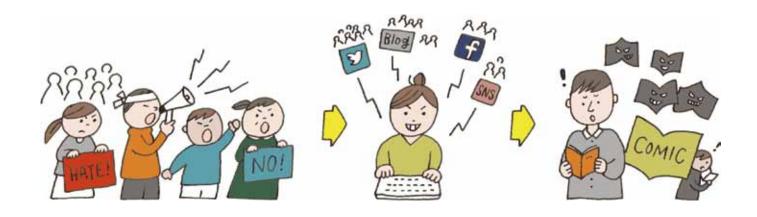


※本調査はデモ等の発生件数及びその推移等について、インターネット上の公開情報等に基づいて調査されたものです。

ヘイトスピーチの形態

デモ・街頭宣伝を行っている団体は、インターネットを巧みに利用しています。大勢で標的とされる人々のところに押しかけたり、不特定多数の人々が集まる街中で差別的言動を行うだけでなく、デモ・街頭宣伝の様子をビデオ撮影し、インターネットにも掲載するため、実際にデモ・街頭宣伝を見ていない人たちも、インターネットの動画やブログ、ツイッターなどを通してその様子を知ることになります。このようにインターネット上に保存された動画が繰り返し再生され、コピーされ世界中に拡散していくのです。

差別や暴言にさらされた人はもちろんのこと、街頭でデモを見た人、さらにインターネットでその映像を目にした人々からも不安や嫌悪を訴える声があがっています。



ヘイトスピーチに関する実態調査では、日本で起きているヘイトスピーチは大きく3 つに 分類されています。

- 1 特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥する内容 (「日本から出て行け」「国に帰れ」など)
- 2 特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体等に危害を加えるとする内容 (「皆殺しにしろ」など)
- **3** 特定の民族や国籍に属する集団を蔑称で呼ぶなど、ことさらに誹謗中傷する内容 (「ゴキブリ」「ウジムシ」など)

差別、暴力、脅迫などを引き起こし、より深刻な人権侵害を招くことにもなります。

「ヘイトスピーチに関する聞き取り調査」について

法務省が2016(平成28)年3月に公表した「ヘイトスピーチに関する聞き取り調査」には、ヘイトスピーチ被害者の声が紹介されています。

調査を受けた在日韓国・朝鮮人(日本国籍取得者を含む)の方たちは、日本でヘイトスピーチを見聞きしたとき、次のような気持ちでした。

「インターネットで動画を見たとき、たくさんの人が賛同しているように見えて、なぜあの映像に共感する人がこんなにいるのかという怖さがある」





「社会で活動している中で、自分が中傷や批判の対象になるかもしれないと思うと怖い」

「悔しい情けない気持ちになった。子や孫には聞かせたくない」



「今でも、殺害コールの光景が 日常生活でフラッシュバックし たり、夢に見たりもします。睡 眠剤、安定剤が欠かせない状況 にもなりました」



「何でこんなこと言われなきゃならないのかなという泣きたくなるような思いをした」



政府の取組

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見・差別を解消することを目指して、「外 国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つに掲げ、講演会や研修会の開催、啓発冊子 等の配布、各種イベントにおける啓発活動などを実施しています。

また、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、「ヘイトスピーチ、許さない。」を メインコピーとし、新聞やインターネット上、駅構内に広告を掲載・掲示するなどの取組を 実施しています。

また、ヘイトスピーチによる人権侵害事案に対する対応として、法務局・地方法務局 またはその支局や特設の人権相談所において、人権相談に応じています。



法務省制作リーフレット



ヘイトスピーチによる被害など、人権に同する同題でお悩みの方はご相談ください みんなの人権 110番 20570-003-110

◆人権容発デジタルコンテンツ [人権容発デジタルコンテンタ] 推案 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html ◆人権ライブラリー [人権ライブラリー [人権 つんだけ] (大きな http://www.jinken-library.jp)

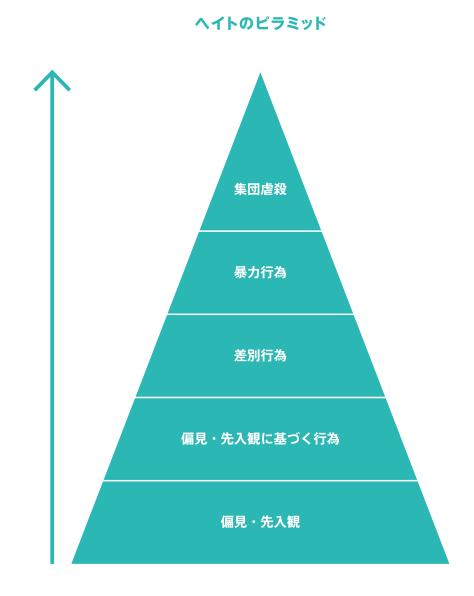
★ 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

盤でんは、一部の国中民族あるいは特定の国命の国人を指揮を対する場合と関連した さら、は、一部の国中民族あるいは特定の国命の国人を指する多別的言葉を見渡さした ことがありますか、ヘイトスピーチとされるこうした言動は、人々に不安感や標準感を与えるだけ でなく、人としての襲撃を切かけり、差別態震を生し立せることになりかなません。一人一人の 様が呼撃され、豊かで安心できる話したと社会の実現を目的ますとて、こうした言動は非される ものではありません。人種等を里由とした差別の母地に向けては、人種等別機関条件的等に基づく 即時の攻撃間が持ちれており、我位等とれた成えていくの変かあります。 2002年限ポリンピック・パラリンピックの関係が決定し、外国人と接する機会は今後ますます 増加することも予定されまの国際へ機能の、この人権が専恵される社会の実際を 共に目指していきましょう。

みんなて禁こう人権の世紀 第66回人権週間 12月4日~10日 12月10日は人権デーです。

ヘイトスピーチの背景にあるもの

ヘイトスピーチが行われる背景には、標的とされる人々に対する誤解や偏見、蔑視、 優越意識、差別意識などがうかがえます。



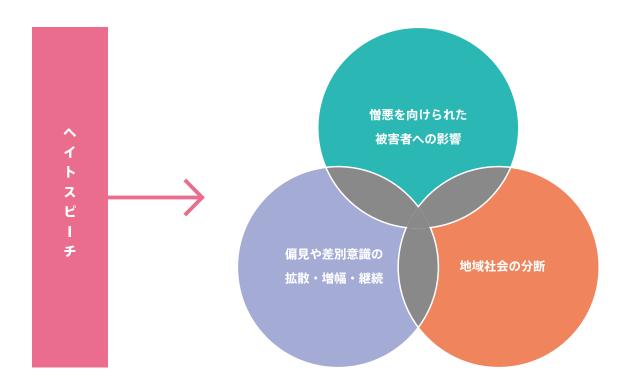
この図は、アメリカの学校で使われているPyramid of Hate (ヘイトのピラミッド)の図を簡略化したものです。社会全体に「偏見や先入観」が蔓延してくると「偏見や先入観に基づく行為」が増え、このような行為が頻繁に起きると「差別行為」「暴力行為」が発生しやすいという概念図です。

ヘイトスピーチを放置しておくと、ピラミッドのすそ野が拡がりヘイトスピーチに共感する人々が増えて、異質なものを排除・攻撃する傾向が高くなり、ヘイトスピーチを激励・賛同する声があふれることによって、ますますヘイトスピーチは過激なものになっていくと言われています。

ヘイトスピーチの影響

ヘイトスピーチの影響は、憎悪を向けられた被害者に経済的・心理的ダメージを与える だけではなく、日常生活を破壊し、地域社会での孤立をもたらす場合もあります。

また、社会に偏見や差別意識を拡散し、増幅し、継続させ、地域社会における人々の分断を生み出す場合もあります。



憎悪を向けられた被害者への影響

商売に悪影響が出るなどの被害の他、標的となった人々の尊厳を傷つけ、対人不信や恐怖感、 アイデンティティ(自己同一性:所属感や居場所)の喪失などの心理的ダメージを与えます。中に は長期にわたって心のケアが必要となるケースも見られます。

偏見や差別意識の拡散・増幅・継続

デモ・街宣活動の様子を記録した動画がインターネット上に公開されることによって、世界中に偏見や差別意識を拡散・増幅させます。こうした情報に接することによって差別意識が芽生え、就職や居住などの具体的な差別につながる恐れがあります。また、一度インターネット上に掲載された情報は転送・転載が繰り返されるため、完全な削除は難しく、被害者への影響が継続することになります。

地域社会の分断

へイトスピーチが公然と行われる地域社会では、住民の間の信頼関係が損なわれ、トラブルが 発生するなど、修復しがたい深刻な亀裂を生じさせることにつながります。

ヘイトスピーチ解消法について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」について

ヘイトスピーチ解消法では、国民にはヘイトスピーチの解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めています。国にはヘイトスピーチ解消のための施策を実施するとともに、地方公共団体に対して必要な助言や措置をとることを義務付け、地方公共団体にはヘイトスピーチ解消のため、地域の実情にあった施策を実施するよう努めることを求めています。

この法律では、「日本に住む外国人やその子孫の人たちへのヘイトスピーチ」をあってはならないものとしていますが、この定義にあてはまらない差別的な言動を容認しているわけではありません。

衆議院、参議院の附帯決議により、この法律や日本国憲法、国連の人種差別撤廃 条約の精神にのっとり、すべての差別的な言動に対して、適切に対処することとして います。





用語解説

「不当な差別的言動」

この法律ではこう規定されています

「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動 |



本邦外出身者に対する差別意識を助長し、又は誘発する目的で公然と

- 生命、身体、自由、名誉もしくは財産に危害を加える旨を告知すること
- 2 著しく侮辱すること
- 3 地域社会からの排除を煽動すること

※なにが●~❸に該当するかは、言動の内容や背景、前後の文脈、趣旨等によって判断されます。

デモなどでの発言だけでなく、プラカードに書かれた文字や、 インターネット上の書き込みも「不当な差別的言動」になるとされています。

基本的施策

ヘイトスピーチ解消法では、ヘイトスピーチの解消に向けた基本的施策として、「相談体制の整備」「教育の充実等」「啓発活動等」の3つを掲げています。

	相談体制の整備	教育の充実等	啓発活動等
围	● ヘイトスピーチに関する 相談に的確に応じる。② ヘイトスピーチに関する 紛争を防止・解決するために 必要な体制を整備する。	ヘイトスピーチを解消するた めの教育活動を実施する。	ヘイトスピーチの解消の必要 性について、国民に周知し、 その理解を深めるための広報 や啓発活動を実施する。
地方公共団体	 ● 地域の実情に応じて、ヘイトスピーチに関する相談に的確に応じるよう努める。 ② 地域の実情に応じて、ヘイトスピーチに関する紛争を防止・解決するために必要な体制を整備するよう努める。 	地域の実情に応じて、ヘイト スピーチを解消するための教 育活動を実施するよう努める。	地域の実情に応じて、ヘイト スピーチの解消の必要性につ いて、住民に周知し、その理 解を深めるための広報や啓発 活動を実施するよう努める。

京都府では、これまで、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、 だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けた、 さまざまな人権教育・啓発を実施してきました。 その中で、外国人の人権に関しては、異なる文化や考え方を理解し、 互いに尊重し合う多文化共生社会を目指して取り組んできたところです。 ヘイトスピーチ解消法が施行されたことも踏まえ、法律に定められた 基本的施策などに、今後とも着実に取り組んでまいります。

知事メッセージ 第66回人権週間 [2014 (平成26)年] にて

私たちの周りでは、同和問題、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人の人権問題など依然として様々な人権問題があり、社会の変化とともに、多様化、複雑化し、深刻な問題も生じています。近年、社会的に関心を集めている特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチは、人の尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

謙虚さや礼儀正しさ、人への思いやりはこの国の文化であり、日本人としての誇りです。日本人の文化のふるさとこの京都で、こうした行為は受け入れられるものではありません。人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識をみんなで共有しながら、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指すことが求められています。

一人ひとりの命の大切さや、人と人とが互いに支え合う絆の大切さ、お互いの人権を 尊重し多様性を認め合うことの大切さについて、もう一度府民の皆さんといっしょに考えた いと思います。子どもから高齢者まで、性別、国籍、障がいのあるなしなどにかかわらず、 すべての人がいきいきと暮らし、夢と希望の持てる社会をみんなで築いていきましょう。

京都府知事 山田啓二

京都府議会及び府内市町村議会における意見書等*の採択状況

京都府議会 2015 (平成27) 年 3月採択

市町村議会 2015 (平成27) 年10月までに府内全市町村で採択

採択時期		市町村名
2014(平成26)年	12月	京都市、向日市
2015 (平成27)年	3月	宇治市、長岡京市
	6月	宮津市、亀岡市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、
		伊根町、与謝野町
	7月	福知山市、綾部市、京丹後市
	9月	城陽市、木津川市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町
	10月	舞鶴市、南丹市、宇治田原町
-		

ヘイトスピーチに関する国際的動向

ヘイトスピーチは、日本も加盟している人種差別撤廃条約や自由権規約などの国際人権条約において、人種差別の一形態として禁止されています。

海外では、ヨーロッパを中心にヘイトスピーチを取り締まる法律を制定している国もあります。 集会や言論、出版などによる「表現の自由」は、人々が自由に物事を考え、世の中の出来事 を観察し評価し、創造する上でなくてはならない基本的人権です。しかし、「表現の自由」の 名のもとに他者を傷つけることは許されません。

表現の自由が保障されているからといって、相手方が実質的に反論できないような状態で、 一方的に誰かを傷つける感情的な見解が世の中に蔓延する状況は、間違っているのではない でしょうか。

人種差別撤廃条約

「人種差別撤廃条約^{**}」は、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものを「人種差別」とし、締約国に対して人種差別の扇動を根絶するよう求めています。

※正式には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」といい、1965 (昭和40) 年の第20回国連総会において採択され、1969 (昭和44) 年に発効、日本は1995 (平成7) 年に加盟しました。

自由権規約

「自由権規約^{**}」第20条第1項は、「戦争のためのいかなる宣伝も法律で禁止する」とし、第2項は、「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と規定しています。

また、第19条第2項は、「すべてのものは表現の自由についての権利を有する」としています。同時に、第3項は、「2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる」と規定しています。表現の自由は責任とともに規定されているのです。

※正式には「市民的及び政治的権利に関する国際規約」といい、1966(昭和41)年の第21回国連総会において採択され、1976(昭和51)年に発効、日本は1979(昭和54)年に加盟しました。

国籍や民族が異なっても、何人も差別を受けることなく安全・安心に生活する 権利が保障されること、そのための方策を講じ、実現することが求められています。

わたしたちにできること

へイトスピーチ解消法は、ヘイトスピーチは許されないことを宣言し、一人ひとりがヘイトスピーチをなくすことの重要性についての理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に貢献するよう求めています。さらに、ヘイトスピーチ解消法についての国会の附帯決議を踏まえると、この法律の趣旨だけでなく、日本国憲法や人種差別撤廃条約の精神にも沿って、適切に対処しなければなりません。

ヘイトスピーチ解消に向けて、私たちはいったい何ができるでしょうか。

個人の尊重 ~一人ひとりを大切に~

人は個人として尊重されなければなりません。日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される」とし、第14条では人種、社会的身分、門地等により差別されないと定めています。憲法による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるもの(例:被選挙権など)を除き、国際人権規約を批准している日本では、日本に在留する外国人にも等しく及びます。また、世界人権宣言第1条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である」と規定しています。

人は生まれるときに、人種や民族、国籍を選んで生まれてくることはできません。 そうした自分では決められないこと、みずから責任のないことで差別されてはならないのです。

外国人の人権の尊重 ~多文化共生社会を目指して~

2016(平成28)年6月末の法務省統計によると、日本で生活する外国人は2,307,388人で総人口(126,995千人)の約2%、京都府内では54,149人で府内人口の約2%を占めています。外国人は、地域社会の一員として無くてはならない存在です。

仕事や観光で日本を訪れる方々も含め、今後ますます社会の国際化が進む中で、言語、 宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う多文化共生の意識を はぐくむことが必要です。

在日韓国・朝鮮人の方たちに対するヘイトスピーチの背景には、歴史的な経緯による偏見 や差別の存在がうかがえます。わたしたち一人ひとりが正しい知識を身につけ、共に生きる 対等な関係を築くことが求められます。

情報を正確に理解する~間違った情報を信じない~

インターネットは、さまざまな情報を簡単に手に入れることができる一方、自分が興味のある、都合のよい情報だけを得てしまう可能性もあります。また、嘘やうわさ話を事実のように書き込む人や、そのような情報を悪意のあるなしにかかわらず拡散する人は、少なくありません。

インターネット上には、さまざまな情報があふれていますし、その中には誤った情報も含まれています。一つの情報をうのみにせず、さまざまな方向から情報を得て、何が正しいのかを「人権」の視点をもって考えることが大切です。



わたしたちみんなが理解を深めることで、 ヘイトスピーチをなくすことができます

情報の使い方を間違えると人権侵害にもつながります。何が正しいのかを 「人権」の視点をもって考え、情報とうまくつき合う力を身に付けましょう。



このようなことに注意しながら、情報とうまくつき合う力を身に付けましょう。

その情報をうのみにしていませんか?
その情報に先入観や偏見が含まれていませんか?
その情報はどのような意図で流されていますか?
その情報に証拠はありますか?
その情報は詳細な内容ですか? あいまいな内容ですか?
その情報は間違っていませんか?
その情報の根底にあるものは何ですか?
その情報は必要ですか?
その情報はだれかを傷つけませんか?
その情報は偏ったイメージばかりを強調していませんか?
その情報はねつ造されていませんか?
その情報は最新のものですか?



みんなの力でヘイトスピーチのない社会を

グローバル化が進む今日、日本の社会には、すでにたくさんの外国の人が暮らしています。 私たちも海外に行けば、外国人です。民族や国籍に関わらず過ごしやすい社会は、すべての人 にとって過ごしやすい社会ではないでしょうか。

わたしたち一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは、 みずからの人生をより豊かにするとともに、平和な世界を実現する基礎となります。

日常の生活で意見や利害の対立が起こったとき、相手を攻撃したり、言い負かしたりしたいと思うことがあるかもしれません。しかし、その理由として相手の人種、民族など、自分では決めようがなく、みずから責任のないことを持ち出すことは、他人の個性を認め合い、お互いに尊重し合って生きていくことを妨げてしまいます。

ヘイトスピーチのような差別的言動を許さず、お互いの価値観や文化的違いを認め合い、対 等な関係を築くことができる「多文化共生社会」を実現することが必要です。

へイトスピーチは、極めて深刻な人権問題です。「ヘイトスピーチは許されない」と宣言した ヘイトスピーチ解消法を実りあるものにすることが、わたしたち一人ひとりに求められています。

ヘイトスピーチを 許さない 社会を、 わたしたちでつくっていきましょう



法律第六十八号(平二八. 六. 三)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本的施策(第五条-第七条)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法 に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽(せん)動する 不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該 地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、 国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であること に鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにする とともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を 実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。
- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

- 第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、 これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止 又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

- 第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施する とともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身 者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要 な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

- 第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する 附帯決議

平成二十八年五月十二日 参議院法務委員会

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は 誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

右決議する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する 附帯決議

平成二十八年五月二十日 衆 議 院 法 務 委 員 会

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に 照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、 いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対 処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公 共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた 取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

右決議する。

京都府人権啓発キャラクター 「じんくん」



[発行]

京都府 府民生活部人権啓発推進室

[監修]

京都教育大学教育学部教授 伊藤悦子同志社大学法学部教授 坂元茂樹

[アドバイザー]

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

[お問い合わせ]

京都府 府民生活部人権啓発推進室 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 TEL:075-414-4271 FAX:075-414-4268

[京都府ホームページ]

http://www.pref.kyoto.jp/jinken/

[人権情報ポータルサイト『京都人権ナビ』]

https://kyoto-jinken.net